

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字飯能字向來四四六番二 地先から同市大字飯能字一盃山五 四〇番一地先まで</p>		区 間
八・三一〇・二二・四六	八・三一〇・一一・四九	敷地の幅員 (メートル)
九七・七四		延 長 (メートル)
<p>道路法第二十四条に基づく承認工 事による</p>		備 考